

「(仮称)小樽市中小企業振興基本条例(原案の概要)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数 | 1人 |
| 2 意見等の件数 | 4件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方等 | |

| No. | 意見等の概要 | 市の考え方等 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>全体を通して、経営難の中小企業を救済するというような守り的な振興策のように感じる。そうではなく、もっと市民生活の多様性を広げたり、来訪者等に小樽と他の自治体との間を個別化することに貢献するような攻めの振興案としたほうが良い。</p> <p>具体的には、「目的」について、小樽市の経済発展と市民生活の向上に寄与とあるが、漠然とし過ぎて目標が定め難いと思う。そもそも小樽をどのような自治体にしたいのか分からない。高齢者が余生を静かに過ごすための自治体にしたいのか、日本や世界の発展に寄与するような農産物あるいは工業製品を生産する自治体にしたいのか等により、中小企業の方向性に大きな違いがあるように思う。</p> | <p>大きく変化する社会経済情勢の中、人口減少も影響し、本市の事業所数は減少しています。本市の事業所のほとんどは中小企業であり、まちの活力や生活基盤などまちづくりを考える上で重要な役割を担っていることから、本条例は、その重要性や、中小企業の振興に関する基本的な姿勢を中小企業、市民の皆様などに示すこととする、いわゆる理念条例としております。</p> <p>御意見にありました中小企業振興施策の方向性や具体的な展開については、条例に規定する「中小企業振興会議」において議論・検討してまいりますことから、当会議における参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | <p>中小企業の「定義」を単に法律により行っているが、これでは大企業との業種の違いが分からず中小企業の役割が見えないので、中小企業の業種に対する位置を定義に考慮した方が良くと思う。</p> <p>例えば個人商店と大手スーパーでは、共に食料品等を販売しているが、大手スーパーは平均的な趣味思考等を想定した消費者に対して汎用品を提供し、個人商店は平均から外れたこだわりを持つ消費者に対して専門的な商品を提供することが、業種内のそれぞれの立ち位置だと思う。ただ法律にのみ従うと、役割を見失い、個人商店なのに大手スーパーと同じ物を扱ってしまい失敗するようなことになり易いように思う。</p> <p>経営基盤を見直す以前に、中小企業の業種に対する位置付け、利用者にとっての存在意義をしっかりと定める事から始めた方が根本的な解決につながるのではないかと思います。</p> | <p>業種に対する大企業と中小企業の位置付け・役割や存在意義は、本市事業所のほとんどが中小企業である中、各事業者により考え方は千差万別であることから、条例において定義をすることはできないものと考えておりますが、御意見にありました点については、条例に規定する「中小企業振興会議」において、中小企業振興に向けた取組を議論・検討してまいりますことから、当会議における参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例における「中小企業」を明確にする必要がありますので、本条例が依拠する中小企業基本法に基づき定義をしたものです。</p> |
| 3 | <p>「市の責務」が中小企業にのみ注視されているように思うが、中小企業の役割の個別化を行うためには、中小企業の実態だけでなく、大企業や地域情勢等も実態把握し分析する必要があると思う。</p> | <p>中小企業振興施策を総合的に策定し実施する際には、基本理念として「経済的社会的環境の変化に的確に対応すること」としており、御意見にありますとおり、広く中小企業を取り巻く経済的社会的環境の変化も捉えながら、中小企業者等の実態を的確に把握する必要があるものと考えております。</p> |

| No. | 意見等の概要 | 市の考え方等 |
|-----|---|---|
| 4 | <p>「大企業者の役割」が中小企業に対する配慮になっているが、これでは市民生活が犠牲にならないか。市民にとっては安く良い品・サービスが手に入ることが向上のための最低条件であると思うが、中小企業への配慮と言う名目で経費を上げられては、本末転倒になると思う。</p> <p>同様に、市民生活の向上が一番なのだから、市民に中小企業への理解と協力を求めるのも筋違いであると思う。</p> | <p>大企業者は、中小企業者と比較し企業数は少ないものの、多くの労働者を雇用するほか、大企業者からの受注により仕事を確保している中小企業者等があることなど、その事業活動は、地域社会や中小企業に対し大きな影響力を有していることから、中小企業の振興に一定の役割を規定したものです。</p> <p>大企業に限らず、事業活動においてコスト管理は重要な経営戦略の一つであることから、その上乗せを規定したものではありませんが、地域内で経済は循環し、ともに地域を構成する一員であることから、大企業者の役割として、中小企業者等との連携や協力、中小企業者等の商品の購入やサービスの利用などにより地域経済の安定に配慮するよう努めるものとしたものです。</p> <p>また、「市民の理解と協力」は、中小企業が成長発展することによって雇用が創出され、地域社会が活性化し、市民生活が向上するという好循環が生み出され、豊かで暮らしやすいまちの実現へとつながるものと考えており、市民の皆様が地域を構成する一員として、中小企業が本市にとって重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者等が行う事業活動などに関心を持つとともに、商品の購入やサービスの利用に心掛けることなどを通じ地域内の経済循環を促進し、その結果、中小企業者等の成長発展に協力することにつながるものと考えます。</p> <p>なお、「協力するよう努めるものとする」とは、市民に対して協力することを義務付けするものではなく、あくまで協力を期待するものです。</p> |